

《暫定版》

農林業者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の 影響を受けた農業者等向け 支援策活用ガイドブック (令和2年6月29日現在)

新型コロナウイルスの感染拡大の影響は、畜産・花き生産をはじめ、全国の農林水産業に広がっておりますことから、国・自治体等の農業者等への支援策について取りまとめました。

本資料に記載の情報は、令和2年6月29日現在のものです。今後、変更になることもありますので、予めご了承ください。

最新の情報につきましては、各省のホームページ等を御参照願います。

各支援策の詳細については、各項に記載の問い合わせ先、または農林事務所にお問い合わせ願います。

令和2年6月
茨城県県央農林事務所

目次

【1. 事業継続に向けた支援策】

- (1) 持続化給付金（経済産業省） …P. 1
- (2) 経営継続補助金（農林水産省） …P. 2

【2. 次期作に前向きに取り組む高収益作物生産者への支援策】

- (1) 高収益作物次期作支援交付金（農林水産省） …P. 3

【3. 肥育牛生産農家等への支援策】

- (1) 肥育牛経営等緊急支援特別対策事業（農林水産省） …P. 4
- (2) 優良肉用子牛生産推進緊急対策事業（農林水産省） …P. 5

【4. 経営維持・再建に必要な資金の支援策】

- (1) 農業制度資金（農林水産省） …P. 6
- (2) 農協系統農業災害資金（農業協同組合） …P. 6

【5. 雇用労働力を活用する事業者への支援策】

- (1) 農業労働力確保緊急支援事業（農林水産省） …P. 7
- (2) 雇用調整助成金（厚生労働省） …P. 8
- (3) 小学校休業等対応助成金（厚生労働省） …P. 9

【6. インターネット販売への支援策】

- (1) 国産農林水産物等販売促進緊急対策（農林水産省） …P. 10

1. 事業継続に向けた支援策

(1) 持続化給付金（経済産業省）

新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受けた事業者に対して、事業の継続を支え、再起のための支援として、事業全般に広く使える給付金を支給します。

支援の内容	支援対象等
<p>【支援内容】 資本金 10 億円以上の大企業等を除く、農林水産業、食品関連事業を含む個人事業者や法人、農事組合法人、農業協同組合等に対し、給付金を支給。</p> <p>【給付額】 昨年 1 年間の事業収入からの減少額^{※2} ※2: <u>法人 200 万円以内、個人事業者 100 万円以内</u>を上限</p>	<p>【支援対象要件】</p> <p>(1) 税務申告をした農林漁業者[※] ※2019 年の確定申告(所得税)または住民税の申告のいずれかを行っていること</p> <p>(2) 2019 年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思があること</p> <p>(3) 2020 年 1 月以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、前年同月比で事業収入が 50%以上減少した月が存在すること</p>

《申請期間》

- ・令和 2 年 5 月 1 日～令和 3 年 1 月 15 日

《問い合わせ先》

- ・経済産業省 持続化給付金事業コールセンター (TEL:0120-115-570)

《ホームページ》

- ・経済産業省 <https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html>
- ・持続化給付金事務局 <https://www.jizokuka-kyufu.jp/>

《申請サポート会場の開設について》

御自身で電子申請を行うことが困難な方のために、全国 405 ヶ所に申請サポート会場が開設されます。詳細につきましては、経済産業省のホームページをご覧ください。

[県央農林事務所管内のサポート会場 (TEL:0120-115-570 (コールセンター))]

- ①水戸会場 : 水戸市泉町 2-3-2 中央ビル 406 号室
- ②ひたちなか会場 : ひたちなか市勝田中央 14-8 ひたちなか市商工会議所 3F 特設会場

(2) 経営継続補助金（農林水産省）

新型コロナウイルス感染症の影響を克服するため、地域を支える農林漁業者が感染拡大防止対策とともに、販路回復・開拓や事業継続・転換等のための機械・設備の導入や人手不足解消の取組等、経営継続に向けた取組の経費を支援します。

支援の内容	支援対象等
<p>【支援内容】</p> <p>(1) 農協、森林組合、漁協等の「支援機関」による計画作成・申請から実施までの伴走支援を受けた農林漁業者が、感染拡大防止対策とともに行う[※]、経営維持に向けた取組を支援。</p> <p>① 国内外の販路の回復・開拓 ② 事業継続・回復のための生産・販売方式の確立・転換（省力機械の導入等） ③ 円滑な合意形成の促進等</p> <p>※補助対象経費の 1/6 以上を、業種別ガイドライン等に即した「接触機会を減らす生産・販売への転換」又は「感染時の業務継続体制の構築」に充てる必要あり。</p> <p>(2) (1)の取組に加え、事業活動別本格化のための業種別ガイドライン等に即した消毒、換気設備等の感染防止対策を支援。</p>	<p>【支援対象者】</p> <p>農林漁業者(個人及び法人[※]) ※常時従業員数 20 人以下のもの</p> <p>【補助率等】</p> <p>(1) 補助率 3/4 (補助上限額 100 万円^{※1}) (2) 定額((1)の補助額を上限に 50 万円まで^{※2})</p> <p>※1: 共同申請の場合は 1,000 万円 ※2: 共同申請の場合は 500 万円まで</p> <p>《留意点》 本事業は給付金ではありません。 一定の行為に対して補助するものであるため、<u>自己負担が発生</u>します。</p>

《県央農林事務所管内の支援機関（令和 2 年 6 月 26 日現在^{※1}）》

- ・新ひたち野農業協同組合^{※2}(担当：営農経済部営農販売課) (TEL:0299-56-5802)
- ・茨城県農業参入等支援センター^{※3} (TEL:029-301-3844)
- ・茨城県農林業種苗協同組合 (TEL:029-221-4506)
- ・茨城県養鶏組合 (TEL:029-225-6697)

※1：上記以外の支援機関については、現在調整中です。

※2：小美玉市の JA 組合員のみ対象。

※3：農業協同組合の非組合員が対象。

《問い合わせ先》

- ・農林水産省 経営局経営政策課 (TEL:03-6744-0576)
- ・林野庁経営課 (TEL:03-6744-2286)

《事業に関するホームページ》

- ・農林水産省 <https://www.maff.go.jp/j/keiei/keizoku.html>
- ・(一社)全国農業会議所 <https://keieikeizokuhojokin.info/index.html>
- ・茨城県農業参入等支援センター <https://www.sannyu.pref.ibaraki.jp/post-770.html>

《公募スケジュール》

- ・支援機関への提出[※] 7月上旬～中旬
- ・一次受付締切 7月29日
- ・採択通知 8～9月頃(予定)
- ・実績報告期限 R3年1月末

※支援機関への提出締切は機関により異なりますので、各機関へお早めにお問い合わせ下さい。
また、農業者等参入支援センターが支援機関となる事業については、申請者が自分で補助金事務局に申請することが必要です。(県農業参入等支援センターへの提出[※]：7月9日)

2. 次期作に前向きに取り組む高収益作物生産者への支援策

(1) 高収益作物次期作支援交付金（農林水産省）

外食需要の減少により市場価格が低落する等の影響を受けた野菜・花き・果樹・茶などの高収益作物について、次期作に前向きに取り組む生産者を支援し、国内外の新たな需要促進につなげます。

※国の第2次補正予算において、施設園芸用の単価を新たに設定するとともに、厳選出荷に取り組む生産者の支援を追加する運用改善が行われました。

支援の内容	支援対象等
<p>【支援内容】</p> <p>(1) 次期作に前向きに取り組む高収益作物（野菜・花き・果樹・茶等）^{※1}の生産者に対し、種苗等の資材購入や機械レンタル等を支援。</p> <p>※1: 第2次補正予算において、<u>高収益型経営である施設園芸の交付単価を引き上げ。</u></p> <p>(2) 需要促進に取り組む高収益作物の生産者に対し、新たな品種の導入や新たな販売契約に向けた対応等の取組を支援。</p> <p>(3) 花き・茶等の高品質なものを、産地の取り決めに基づき厳選して出荷する取組を支援</p> <p>【補助限度額】</p> <p>(1) <u>5万円/10a</u>^{※2, ※3}</p> <p>(2) <u>取組毎に2万円/10a</u>^{※2}</p> <p>※2: 中山間地域等では支援単価を1割加算</p> <p>※3: <u>施設花き・施設大葉等: 80万円/10a, 施設果樹: 25万円/10a</u></p> <p>(3) <u>2,200円/人・日</u>（定額）</p>	<p>【事業実施主体】</p> <p>地域農業再生協議会，農業協同組合，農業者団体・都道府県等により構成される協議会等</p> <p>【支援対象】</p> <p>以下の2要件を満たす農業者</p> <p>(1) 令和2年2月から4月の間に、野菜・果樹・花き・茶の出荷実績がある、または廃棄等により出荷できなかったこと。</p> <p>(2) 収入保険・農業共済等のセーフティネットに加入している、または加入を検討すること。</p>

《申請方法》

今後、事業実施主体となる団体（農業再生協議会，農業協同組合等）が順次決定（第2回公募：令和2年6月下旬開始予定）され、支援を希望する生産者を募集する予定です。

生産者からの申請は、地域で対応する事業実施主体へ行っていただきますので、提出期限や提出方法等につきましては、申請先の事業実施主体に確認をお願いいたします。

《問い合わせ先》

・農林水産省 生産局園芸作物課（TEL:03-6738-7423）

3. 肥育牛生産農家等への支援策

(1) 肥育牛経営等緊急支援特別対策事業（農林水産省）

新型コロナウイルス感染拡大の影響による国内外の需要減少により枝肉価格が低下し、畜産農家の経営悪化が懸念されます。

このため、優良な肥育牛生産など経営体質の強化への取組や出荷延期に伴う掛かり増し経費等を支援します。

支援の内容	支援対象等
<p>【支援内容】</p> <p>(1) 畜産農家が、肥育生産の計画を作成し、分析や血液分析、肉質分析、畜舎環境改善、経営分析など、経営体質強化の取組メニューを2つ以上実施した場合、出荷等数に応じて助成金を交付。</p> <p>(2) 生産者集団が、やむを得ずまとまって出荷時期を調整し、計画的に出荷を行う場合、その出荷頭数に応じて、掛かり増し経費(定額)を交付。</p> <p>(3) 牛マルキンの生産者負担金の納付猶予を実施。</p> <p>(4) 畜産特別資金の通常の貸付日(5月末日及び11月末日)に加え、当面の間、毎月末日を貸付日として、緊急的に融通。</p>	<p>【事業実施主体】 (公社)茨城県畜産協会(予定)</p> <p>【支援対象】 (1), (3), (4): 生産者 (2): 生産者団体等</p> <p>【交付額等】 (1) 2万円/頭* ※枝肉単価が前年同月比で3割以上下落した場合は4万円/頭、4割以上下落した場合は5万円/頭を交付。 (2) 肉専用種 22千円/頭、交雑種 19千円/頭、乳用種 21千円/頭 ほか</p>

《申請方法》

今後、事業実施主体となる団体(茨城県畜産協会等)が決定され、支援を希望する生産者等を募集する予定です。

生産者等からの申請は、地域で対応する事業実施主体へ行っていただきますので、提出期限や提出方法等につきましては、申請先の事業実施主体に確認をお願いいたします。

《問い合わせ先》

- ・農林水産省 生産局畜産企画課 (TEL:03-3502-0874)
- ・(公社)茨城県畜産協会 (TEL:029-231-7501)

(2) 優良肉用子牛生産推進緊急対策事業（農林水産省）

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて、肉用子牛の価格が急落しており、生産者の意欲低下により肉用牛生産基盤の弱体化が懸念されるため、経営改善に取り組む肉用子牛生産者を支援します。

支援の内容	支援対象等						
<p>【支援内容】 肉用子牛の品種区分ごとの月別全国平均価格(消費税込)が発動基準を下回った場合に、経営改善のための取組を実施する生産者に対して、販売等数に応じた奨励金(1万円/頭・3万円/頭)を交付。</p> <p>《発動基準(1万円/頭・3万円/頭*)》</p> <p>(1) 黒毛和種 : 60万円・57万円 (2) 交雑種 : 30万円・29万円 (3) 乳用種 : 18万円・17万円</p> <p>※子牛(黒毛和種)の場合、月ごとの全国平均価格(消費税込)が、</p> <table border="0"> <tr> <td style="border: none;">{</td> <td style="border: none;">①60万円を下回った場合、1万円/頭</td> <td style="border: none;">}</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">{</td> <td style="border: none;">②57万円を下回った場合、3万円/頭</td> <td style="border: none;">}</td> </tr> </table> <p>の奨励金を交付。</p>	{	①60万円を下回った場合、1万円/頭	}	{	②57万円を下回った場合、3万円/頭	}	<p>【事業実施主体】 (公社)茨城県畜産協会</p> <p>【支援対象】 (公社)茨城県畜産協会と生産者補給金交付契約を締結しており、肉用子牛の飼養頭数維持を目的として、以下の経営改善のためのメニューいずれか2つ以上に取り組む若しくは既に取り組んでいる生産者</p> <p>《取組メニュー》</p> <p>(1) 畜舎の環境改善 (防虫, 暑熱, 寒冷対策等)</p> <p>(2) 経営分析 (経営管理研修会への参加等)</p> <p>(3) 子牛の疾病防止 (下痢防止剤の投与等)</p> <p>(4) 繁殖子牛・子牛の栄養状態改善 (ビタミン等飼料添加物の利用等)</p>
{	①60万円を下回った場合、1万円/頭	}					
{	②57万円を下回った場合、3万円/頭	}					

《申請方法》

事業に参加しようとする肉用子牛生産者の方には、(公社)茨城県畜産協会が定める経営改善計画を策定し、(公社)茨城県畜産協会へ提出していただきます。

提出期限や提出方法等の詳細につきましては、申請先の(公社)茨城県畜産協会に確認をお願いいたします。

《問い合わせ先》

- ・農林水産省 生産局食肉鶏卵課 (TEL : 03-3502-5989)
- ・(公社)茨城県畜産協会 (TEL:029-231-7501)

4. 経営維持・再建に必要な資金の支援策

(1) 農業制度資金（農林水産省）

新型コロナウイルス感染症の影響により、経営に影響が発生した、又は、発生する恐れがある農業者等に対し、農林漁業セーフティネット資金等の経営維持・再建に必要な資金について、貸付当初5年間の実質無利子化、実質無担保化、債務保証に係る保証料を保証当初5年間免除します。

名称	対象者	資金使途	限度額	貸付利率	融資期間
①農林漁業セーフティネット資金	認定農業者、林業経営改善計画の認定者等	長期運転資金	1,200万円 (特例措置)	実質無利子 (当初5年間)	10年以内 (据置期間3年以内)
②農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)	認定農業者	施設資金・ 長期運転資金	個人3億円 法人10億円	実質無利子 (当初5年間)	25年以内 (据置期間10年以内)
③経営体育成強化資金	農業者	施設資金・ 長期運転資金	個人1.5億円 法人5億円	実質無利子 (当初5年間)	25年以内 (据置期間3年以内)
④農業近代化資金	農業者	施設資金・ 長期運転資金	個人1,800万円 法人2億円	実質無利子 (当初5年間)	7～20年以内 (据置期間2-7年以内)

[担保保障について]

- ・①～③については実質無担保。
- ・④については、農業信用基金協会の保証利用の場合、実質無担保で当初5年間は保証料免除。

《融資機関・問い合わせ先》

[①農林漁業セーフティネット資金、②農業経営基盤強化資金、③経営体育成強化資金]

- ・日本政策金融公庫
(事業資金相談ダイヤル:0120-154-505, 水戸支店:029-232-3623)

[④農業近代化資金]

- ・最寄りの農業協同組合等 金融機関

(2) 農協系統農業災害資金(新型コロナウイルス) (農業協同組合)

JAグループ茨城では、新型コロナウイルス感染症による直接的・間接的な被害を受けた組合員の農業再生産確保及び農業経営安定を支援するため、「系統農業災害資金(新型コロナウイルス)」を創設しています。

支援の内容	対象者	貸付利率	限度額	貸付期間
新型コロナウイルスによる被害を受けた組合員に対し、農業経営に必要な資金を融資。	JA正組合員	無利子	500万円	5年以内 (据置期間1年以内)

[担保保障について]

県農業信用基金協会の保証利用により、無担保。

《融資機関・問い合わせ先》

- ・最寄りの農業協同組合

5. 雇用労働力を活用する事業者への支援策

(1) 農業労働力確保緊急支援事業（農林水産省）

新型コロナウイルス感染症拡大により人手不足となり，農作業に支障が出ている経営体等に対して，他地域の農業従事者等の即戦力人材や，他産業従事者・学生等の多様な人材による援農・就農に必要な活動費等を支援することで，農業生産の維持を図ります。

支援の内容	支援対象等
<p>【支援内容】</p> <p>(1) 援農者緊急確保支援事業 新型コロナウイルス感染症の影響により，外国人技能実習生の来日が見通せない，従業員が出勤できなくなった等，予定していた人材が来られず人手不足となった経営体に対し，<u>代替人材を雇用，人材派遣会社からの派遣[*]，農作業を委託^{**}する際の掛かり増し費用</u>を支援。</p> <p>※農作業委託先，人材派遣会社，紹介事業者等の利用には，予め全国農業会議所に利用する会社を登録する必要あり。</p> <p>(2) 人材呼び込み支援事業 人手不足経営体や関係 JA 等が，代替人材等の緊急確保に向け実施する<u>人材募集に係る経費</u>を支援。</p> <p>※その他，農業大学校や民間農業研修機関を対象に，代替人材の農業知識・技術習得の研修経費等の助成(研修等支援事業)，研修用農業機械・農業設備の導入支援(農業機械等導入事業)がメニュー化。</p> <p>【対象期間】 令和2年4月1日から令和2年12月31日 ※令和2年4月1日時点に行われていた取組まで遡って適用</p>	<p>【支援対象】</p> <p>(1) 次の要件を全て満たす経営体 ① 新型コロナウイルス感染症による影響により人手不足となっていること ② 代替人材と原則7日間以上の契約を締結 ③ 新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドラインに準拠した対策を実施。</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により，予定していた人材が来られず人手不足となった経営体と関係協同組合等</p> <p>【助成対象経費及び助成額・助成率等】</p> <p>(1) 交通費：1人当たり3万円/月以内 (2) 宿泊費：1人当たり1泊6,000円以内 (3) 保険料 代替人材に係る労働保険料のうち雇用主負担分及び傷害保険料(実費) (4) 賃金(研修期間中は助成対象外) 500円/時間以内(10時間/日以内) (5) 研修費 2,400円/時間以内(1経営体当たり20万円(研修生4人以上は30万円)/月以内) (6) 人材募集に係る経費 求人情報誌・人材紹介サービス等の掲載費，求人チラシ作成費等：1/2以内</p>

《申請方法(6月29日より受付開始)》

(1) 援農者緊急確保支援事業

全国農業会議所の専用WEBシステム(<https://for-farmer.jp>)から登録し，申請

(2) 人材呼び込み支援事業

最寄りの相談窓口機関(現在調整中)で求人登録後，全国農業会議所の専用WEBシステムから登録し，必要書類を提出

※詳細につきましては，申請先の全国農業会議所に確認をお願いいたします。

《問い合わせ先》

- ・農林水産省 経営局就農・女性課 就農促進G (TEL:03-3502-6469)
- ・全国農業会議所 (TEL:0120-150-055)

(2) 雇用調整助成金(新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例) (厚生労働省)

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して、一時的な休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成します。

支援の内容	支援対象等
<p>【支援内容】 休業を実施した場合の休業手当、または教育訓練(オンライン訓練含む)を実施した場合の賃金相当額を助成。</p> <p>【助成額上限】 (1)通常時:8,330 円/日 (2)緊急対応期間(4/1~9/30):15,000 円/日[※] ※令和2年4月1日~令和2年9月30日の期間を1日でも含む賃金締切期間(判定基礎期間)が対象。</p> <p>【助成率等】 (1)休業手当に対する助成 中小企業:4/5, 大企業:2/3 (2)以下の要件を満たす場合、助成率を上乗せ 中小企業:10/10, 大企業:3/4 など ①令和2年1月24日から賃金締切期間(判定基礎期間)の末日までの間に、労働者を解雇していないこと。 ②賃金締切期間(判定基礎期間)の末日における労働者数が、比較期間(令和2年1月24日から判定基礎期間末日まで)の月平均事業所労働者数と比較して4/5以上であること。 (3)教育訓練を実施した場合、以下の額を加算 中小企業:2,400 円, 大企業:1,800 円</p>	<p>【支援対象】 緊急対応期間(令和2年4月1日~令和2年9月30日)の間に、新型コロナウイルス感染症の影響により、労働者に対して休業^{※1}を実施した事業主 ※1:緊急対応期間(4/1~9/30)の休業等については、雇用保険加入期間が6ヶ月未満の者や、週20時間未満の雇用保険被扶養者でない労働者(パート、アルバイト等)も休業の対象。</p> <p>【支給限度日数】 (1)通常時:年間100日 (2)緊急対応期間(4/1~9/30) :上記限度日数とは別枠で利用可能</p> <p>【生産指標要件】 事業活動を示す指標(売上高または生産量等)の最近1ヶ月の値が、1年前の同月^{※2}と比較して5%以上減少^{※3}していること。 ※2:2年前の同月との比較、休業した月の1年前の同月から休業した月の前月までの適当な1ヶ月との比較も可能。 ※3:休業期間の初日が令和2年4月1日以前の場合は、10%以上減少が要件。</p>

《申請方法》

休業実施後、支給申請に必要な書類を揃え、事業所の住所を管轄する労働局若しくはハローワークに提出。

《問い合わせ先》

- ・最寄りのハローワーク
- ・茨城労働局 職業対策課 (TEL:029-224-6219)
- ・学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター (TEL:0120-60-3999)

(3) 小学校休業等対応助成金（厚生労働省）

新型コロナウイルス感染症の影響で子供の世話が必要となった保護者である労働者に対し、有給の休暇を取得させた事業主に助成します。

支援の内容	支援対象等
<p>【支援内容】 新型コロナウイルス感染症の影響で臨時休業等した小学校等に通学する子供の世話が必要となった保護者である労働者に、有給^{※1}の休暇^{※2}を取得させた事業主に対して、休暇中に支払った賃金を助成。</p> <p>※1: 賃金全額支給が要件 ※2: 労働基準法上の年次有給休暇を除く</p> <p>【助成率・助成上限額】 <u>休暇中に支払った賃金相当額×10/10</u> (1) <u>2/27～3/31 休暇分</u> : 08,330 円/日 (2) <u>4/01～9/30 休暇分</u> : 15,000 円/日</p>	<p>【支援対象】 <u>令和2年2月27日から9月30日</u>までの間に、以下の子供の世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給の休暇を取得させた事業主</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等をした小学校等に通学する子供 (2) 新型コロナウイルスに感染した子供等、小学校等を休む必要がある子供</p>

《申請方法》

支給申請に必要な書類を揃え、事業所の住所を管轄する「学校等休業助成金・支援金受付センター」へ郵送により提出。(申請期間：令和2年12月28日まで)

[学校等休業助成金・支援金受付センター(関東地区)]

〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-8-17 新槇町ビル 9F

《問い合わせ先》

- ・学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター (TEL:0120-60-3999)

【助成対象事業主に係る留意点】

雇用調整助成金、小学校休業等対応助成金ともに、助成対象となる事業主は、雇用契約を締結している労働者がおり、次のいずれかに該当する農業経営体となります。

- (1) 雇用保険に加入している農業経営体
- (2) 労働災害補償保険に加入している農業経営体
- (3) 上記に該当しない雇用保険・労働災害補償保険の暫定任意適用事業所である農業経営体[※]
 (被雇用者が常時4人以下の個人事業主、または労働者数4人以下の個人経営であって、特定の危険又は有害な作業を主として行う事業以外のもの)

※農林水産省が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」の添付が必要となります。

[「農業等個人事業所に係る証明書」に係る問い合わせ先]

- ・関東農政局経営支援課 (TEL:048-740-0394)
- ・関東農政局茨城県拠点地方参事官室 (TEL:029-221-2184)

[「農業等個人事業所に係る証明書」の受付場所]

- ・関東農政局茨城県拠点地方参事官室 (310-0061 茨城県水戸市北見町 1-9 TEL:029-221-2184)

6. インターネット販売への支援策

(1) 国産農林水産物等販売促進緊急対策(インターネット販売推進事業) (農林水産省)

新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、インバウンドの減少や輸出の停滞などにより、在庫の滞留、価格の低下、売上げの減少等が顕著な国産農水産物(野菜・果物・茶・花き・和牛肉等)について、インターネットでの販売促進を支援します。

支援の内容	支援対象等
<p>【支援内容】 インバウンドの減少や輸出の停滞などにより、在庫の滞留等が生じている野菜・果物・茶・花き・和牛肉等について、指定のインターネット販売サイト(EC サイト)で対象品目を販売した際の配送費を支援。</p> <p>【対象品目】 (1)和牛肉：黒毛和種, 褐毛和種, 無角和種, 日本短角種 等 (2)野菜・果物：メロン, マンゴー, いちご, おうとう(さくらんぼ), 大葉, わさび, たけのこ (3)茶：リーフ茶(チャノキから製造した茶) (4)花き：切り花, 鉢物, 花壇用苗物, 花木 等 (5)そば：原料産地明示のそば粉・生そば (6)ジビエ：シカ肉, イノシシ肉</p> <p>【指定 EC サイト(6/25 現在)】 「技わざ」「食べチョク」等 13 サイト (https://www.ec-hanbai-suishin.jp/ 参照)</p>	<p>【事業実施主体(EC 事業者)】 農林漁業者の組織する団体, 商工業者の組織する団体, 第三セクター, 民間事業者, 地方公共団体 等</p> <p>【助成対象経費】 <u>事業に係る対象品目の送料</u></p> <p>【助成額・助成率】 <u>定額(実費相当額)</u></p> <p>【参加方法】 (1)プラットフォームへの参加を希望する EC 事業者は、以下のリンク先から参加基準審査を申請。 ※募集期間:2020年6月19日~10月末予定 https://www.kokusan-ouen.jp/ (2)インターネットを通じて出品を希望する生産者等は、以下のリンク先から各 EC サイトへ登録。 https://www.ec-hanbai-suishin.jp/</p>

《問い合わせ先》

[EC 事業者]

- ・農林水産省 国産農林水産物等販売促進緊急対策事務局 (TEL:03-6205-8422)
<https://www.kokusan-ouen.jp/>

[出品を希望する生産者等]

- ・(株)日本食糧新聞社(インターネット販売推進事業事務局) (TEL:0570-023-064)
<https://www.ec-hanbai-suishin.jp/>

茨城県県央農林事務所 問い合わせ先
(新型コロナウイルス感染症対策関連)

《農業関係》

企画調整部門 企画調整課

電話番号:029-221-3012

E-mail:ounourin026@pref.ibaraki.lg.jp

《畜産関係》

振興・環境室 畜産振興課

電話番号:029-231-0476

E-mail:ounourin027@pref.ibaraki.lg.jp

《林業関係》

振興・環境室 林業振興課

電話番号:029-231-2079

E-mail:ounourin021@pref.ibaraki.lg.jp